

慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人島寿会役員等（役員、評議員、選任・解任外部委員）の慶弔に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(慶事)

第2条 慶事については、次のとおりとする。

2 役員等の慶事については、理事長が招待を受けた場合の祝儀は5万円とする。ただし、特別な事情がある場合は、理事長が決定する。

(弔事)

第3条 弔事については、次のとおりとする。

- (1) 役員等が死亡の場合は、香典3万円を贈る。
- (2) 役員等の一親等（血族及び同居姻族一親等）の親族が死亡の場合、香典3万円を贈る。理事長が出席しない場合は、1万円とする。
- (3) 役員等の配偶者が死亡の場合は、香典3万円を贈る。出席しない場合は、1万円とする。
- (4) 役員等が死亡の場合、弔花一基を贈る。
- (5) 役員等の一親等親族が死亡の場合、弔花一基を贈る。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。